

## ナゴヤ文化芸術活動緊急支援事業助成金交付要綱

### (通則)

第1条 ナゴヤ文化芸術活動緊急支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 助成金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、文化芸術活動を自粛・縮小せざるを得ないアーティスト等を支援するとともに、ウェブ上での映像作品を通じた活動の機会を設けることで、本市の文化芸術の灯を守り抜き、市民が在宅でも文化芸術を楽しむ機会を提供することを目的とする。

### (交付の対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、活動を自粛・縮小せざるを得ないプロのアーティストやスタッフ等で、個人またはグループであること。
- (2) 名古屋市内に居住していること又は名古屋市内を主な活動拠点にしていること（自身に関わる文化芸術活動の過半が市内で行われていること）
- (3) プロフェッショナル（文化芸術活動により対価を得ており、主にその収入で生計を維持している者で、公演・展示等を行う者及び当該公演・展示等に携わっている者）として、過去1年以上継続して文化芸術活動を行っていること。
- (4) 以下の領域で活動していること。

#### ア 分野

音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能等（分野横断的な取り組みも含みます）  
※文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野

#### イ 職種・職業例

音楽家、舞踊・舞踏家、伝統芸能実演家、落語家、彫刻家、脚本家、デザイナー、制作スタッフ、照明・音響・映像等技術スタッフ、美術家、演出家、カメラマン、コーディネーター、キュレーター、その他文化芸術活動に関わるプロフェッショナル

2 次に掲げる個人又は団体は、この要綱に基づく助成金の対象としない。

- (1) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者。
- (2) 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者。

（交付の対象事業）

第4条 助成金の交付の対象となる映像作品（以下「助成事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する作品とする。

- (1) 個人又はグループが制作するものであること。
- (2) 新たに制作する未発表の映像作品であること（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、映像作品上も、いわゆる3密を避けたものとする）。ただし、既存作品の場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により未発表となったものであること。
- (3) 5分から10分程度を目安とする映像作品であること（3分以上、30分以内とする）。

2 次に掲げる映像作品は、この要綱に基づく助成金の対象としない。

- (1) 名古屋市及び公益財団法人名古屋市文化振興事業団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されているもの又は支給を予定されているもの
- (2) 応募者以外の作品を無断で利用するなど、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (3) 特定の企業名等の宣伝・広報を主な目的とするもの
- (4) 展示物、制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- (5) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (6) 寄付やその勧誘を主な目的とするもの
- (7) 宗教的または政治的な宣伝・主張が含まれるもの
- (8) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ、応募者・関係者名を偽った応募など公序良俗に反するもの
- (9) 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの

（助成事業の募集）

第5条 助成事業の募集の詳細については、募集案内にて定めるものとする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、1助成事業について一人あたり10万円であって、かつ50万円を上限とした範囲内で、予算の範囲内において名古屋市長（以下「市長」という。）が定める額とする。

(交付の申請)

第7条 助成事業者は、交付を受けようとするときは、助成交付申請書（第1号様式）及び企画書（第2号様式）を募集案内に定める募集期間内に市長に提出するものとする。

2 市長は、助成金交付申請に際し、必要と認める書類の提示又は添付を求めることができる。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定による申請の取り下げは、助成金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

2 規則第8条第1項に規定する期日は、申請者が第9条第2項の規定による通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(助成事業の企画審査)

第9条 市長は、第7条第1項の申請があった場合は、審査を経て、助成事業の企画の採択について決定を行うものとする。

2 市長は、助成事業の企画採択の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに通知するものとする。この場合においては、助成金の交付目的を達成するために必要と認める条件を付すことができる。

3 市長は、助成金の交付の対象とならない旨の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかにこれを通知するものとする。

(助成事業の中止及び内容変更)

第10条 前条第2項による決定通知を受けた助成事業者が、助成事業を中止、又は廃止しようとする場合は、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 助成事業者が、助成事業の内容を変更しようとする場合は、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める変更についてはこの限りではない。

3 市長は、前項の承認をする場合において、助成事業の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(助成事業の実施)

第11条 助成事業者は、第9条第2項の通知を受領した日から1か月以内に、映像作品を制作し、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第12条 市長は、第11条の提出があった場合は、審査を経て、助成金の交付の可否について決定を行うものとする。

2 市長は、助成金の交付決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに助成金の額を付して通知するものとする。この場合においては、助成金の交付目的を達成するために必要と認める条件を付することができる。

3 市長は、助成金を交付しない旨の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかにこれを通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、市長に対し、助成金の交付請求を行うものとする。

(検査等)

第14条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(助成金の交付決定取り消し等)

第15条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付されている助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び募集案内に付した条件に違反したとき
- (2) 助成金交付に付した条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、観光文化交流局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。